

委 託 契 約 書 （ 案 ）

茨城県（以下「甲」という。）と_____（以下「乙」という。）は、「令和5年度宇宙ビジネスピッチコンテスト等開催業務委託」について、次のとおり委託契約を締結する。

（委託業務）

第1条 甲は、次の業務（以下「委託業務」という。）の実施を乙に委託し、乙はこれを受託するものとする。

- | | |
|-----------|---|
| (1) 委託業務名 | 令和5年度宇宙ビジネスピッチコンテスト等開催業務 |
| (2) 実施期間 | 契約締結の日から令和6年3月31日まで |
| (3) 実施方法 | 別添「令和5年度宇宙ビジネスピッチコンテスト等開催業務委託仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおりに |

（委託業務の実施）

第2条 乙は、委託業務を仕様書及び甲の指示に従って実施しなければならない。仕様書が変更された場合も同様とする。

（委託料）

第3条 委託業務に要する費用（以下「委託料」という。）は、金_____円（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額_____円）とする。

（委託料の支払）

- 第4条 甲は委託業務の完了又は中止の承認後、乙の請求により委託料を支払うものとする。
- 2 甲は、乙の請求により必要があると認められる金額については、前項の規定にかかわらず、必要と認められる委託料の90パーセントを超えない金額を前金払することができる。
- 3 乙は、前項の前金払を請求するときは、前金払請求書（別紙様式1）を甲に提出するものとする。

（契約保証金）

第5条 甲は、乙の納付すべき契約保証金を免除する。

（再委託の制限）

第6条 乙は、この委託業務達成のため、委託業務の一部を第三者に委託し、又は請け負わせることを必要とするときは、あらかじめ文書により甲に申請し、その承認を得なければならない。

（事業完了報告）

第7条 乙は、委託業務が完了したときは、委託業務完了報告書（別紙様式2）並びに成果品を委託事業終了の日から起算して30日以内又は令和6年3月31日のいずれか早い日までに甲に提出しなければならない。

この場合において、第4条第2項の規定による概算払を受けたときは、実績報告書に概算払精算書（茨城県財務規則の規定による帳票の様式（平成5年茨城県告示第404号）様式102号）を添付するものとする。

(適合の検査及び通知)

第8条 甲は、前条の規定により、乙から委託業務完了報告書の提出があったときは、遅滞なく、この契約の内容に適合するものであるかどうかを検査し、適合すると認めたときは、その旨を乙に対して通知するものとする。

(委託業務の中止等)

第9条 乙は、災害その他やむを得ない事由により、委託業務の遂行が困難になったときは、その事由及び経過を記載した文書を甲に提出し、その指示を受けなければならない。

2 甲は、前項の文書が提出されたときは、直ちに乙と協議のうえ、契約の解除又は一部の変更を行うものとする。

3 前項の規定により契約を解除したときは、第4条、第7条及び第8条までの規定に準じて精算するものとする。

(委託業務の変更)

第10条 乙は、前条第1項に規定する場合を除き、仕様書に記載された委託業務の内容を変更しようとするときは、その旨を文書により甲に申し出て、その承認を受けなければならない。

(損害の賠償)

第11条 乙は、委託業務の遂行に当たって、甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

(秘密の保持)

第12条 乙は、委託業務の実施に際して知り得た事実を第三者に漏らしてはならない。

(個人情報の保護)

第13条 乙は、委託業務を実施するため個人情報を取り扱う場合には、茨城県個人情報の保護に関する条例（平成17年茨城県条例第1号）第7条第2項及び第8条の規定の遵守に関し必要な措置を講ずるほか、別記特約事項を遵守しなければならない。

(帳簿等)

第14条 乙は、委託業務に係る経費について、帳簿を備え、収入支出の額を記載し、金額の出納を明らかにしておくとともに、これをその完結の日から5年間保存するものとする。

(委託業務の報告等)

第15条 甲は、必要があると認めるときは、乙から委託業務の実施状況、委託費の使途その他必要事項について報告を求め、又は実地に調査できるものとする。

(権利の帰属)

第16条 乙は、委託業務の実施（第6条の規定により、第三者に再委託等して実施した場合を含む。）により発生した著作権法（昭和45年法律第48号）第21条（複製権）、第26条の2（譲渡権）、第26条の3（貸与権）、第27条（翻訳権、翻案権等）及び第28条（二次的著作物の利用に関する原作者の権利）に規定する権利について、同種のシステム開発に共通的に利用されるノウハウ、モジュール等に係るもの（以下「共通ノウハウ等の著作権」という。）を除き、甲に無償で譲渡するものとする。

- 2 甲は、前項の規定により乙に留保される共通ノウハウ等の著作権について、委託業務の成果を利用するために必要な範囲でこれを使用することができるものとする。
- 3 甲は、その使用のため必要がある場合は、成果品を改変し、及び公表することができるものとする。

(契約の解除)

第17条 甲は、乙がこの契約に違反した場合は、契約を解除し、又は変更することができる。

(疑義の処理)

第18条 この契約に定めのない事項及びこの契約に関して疑義が生じたときは、甲乙協議のうえ、処理するものとする。

この契約を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、各1通を保有する。

令和5年 月 日

茨城県水戸市笠原町 978 番 6

甲

茨城県知事 大井川 和彦

乙

特 約 事 項

1 受託者の責務

委託事務を処理するに当たっては、個人情報の保護の重要性を認識し、個人の権利利益の保護に十分留意して行うように努めること。

2 個人情報の収集の制限

委託事務を処理するために個人情報を収集するときは、委託事務の目的を達成するために必要な範囲内で行うこと。

3 個人情報が記録された媒体の保管

個人情報が記録された媒体は、施錠可能な金庫に保管するなど、適切に保管すること。

4 不要情報の廃棄

利用者に関する個人情報は、その者に係る事務が完結した年度から5年を経過したときは、速やかに復元又は判読が不可能な方法により廃棄すること。

5 個人情報の目的外利用及び外部提供の禁止

委託事務を処理するため収集・作成した個人情報は、委託事務を処理するためのみ利用するものとし、他の目的のために使用し、又は第三者に提供しないこと。

6 個人情報の複製等の制限

委託事務を処理するために個人情報の複製若しくは送信又は個人情報が記録された媒体の外部への送付若しくは持出しを行うときは、甲の承諾を受けなければならない。

7 個人情報についての事故報告

個人情報について外部への漏えいその他の事故が発生したときは、速やかに甲に報告し、その指示を受けること。

8 返還義務

委託事務を処理するため甲から引き渡された帳票等は、委託業務完了後、速やかに甲に返還しなければならない。

令和5年 月 日

茨城県知事 大井川 和彦 殿

所在地
商号又は名称
代表者氏名

令和5年度宇宙ビジネスピッチコンテスト等開催業務委託
前金払請求書

このことについて、令和5年度宇宙ビジネスピッチコンテスト等開催業務委託契約第4条の規定に基づき前金払を受けたいので、下記のとおり請求いたします。

記

- 1 前金払を必要とする理由
- 2 前金払請求額
金 _____ 円
- 3 積算根拠

<振込先> 銀行名： 銀行
支店名： 支店
預金の種類：
口座番号：
名義人（フリガナ）：

令和5年 月 日

茨城県知事 大井川 和彦 殿

所在地
商号又は名称
代表者氏名

委託業務完了報告書

令和5年 月 日付け委託契約に基づく「令和5年度宇宙ビジネスピッチコンテスト等
開催業務委託」が完了したので、同契約第7条の規定に基づき、成果品を添えて報告します。